

< あおぎん > 「新型住まいの改善ローン」(有担保型)

平成 16 年 5 月 6 日以降新規取扱停止

1. 商品名	< あおぎん > 「新型住まいの改善ローン」(有担保型)
2. ご利用いただける方	次のいずれも満たすお客様。 お借入れ時の年齢が満 20 歳以上満 70 歳以下で、最終返済時の年齢が満 75 歳以下 団体信用生命保険 1 に加入可能 当行所定の保証会社の保証が得られる
3. お使いみち	ご本人またはご家族が居住し、ご本人が所有または取得するための資金でお使いみちが確認できるもの。 住まいの改善に関する全ての資金。 〔増築・改築・修繕・模様替え工事/キッチン・バス・トイレ・洗面化粧ユニット等〕 〔水回り設備工事/バリアフリー工事/省エネ断熱化工事/耐震改修工事/ソーラーシステム工事/車庫建築・物置建築・風除室設置・門扉据付・カーポート・アスファルト等整地・土留め・植樹・造園・融雪設備工事等外構工事〕 住まい改善に付随する住宅関連消費財購入資金。< 単独の消費購入は対応できません > [家具・インテリア・冷暖房機器・厨房機器など] 住まいの改善資金に合わせた住宅に関する既存の借入金の借換え資金。 住まいの改善に付随する諸費用。 〔保証料・取扱手数料・火災保険料、表示・保存・表示変更の各登記費用 〕 〔 抵当権設定登記費用 〕
4. ご融資形態	証書貸付
5. ご融資金額	3,000 万円以内 (10 万円単位)
6. ご融資期間	20 年以内
7. ご融資金利	
(1)金利の種類	変動金利口 変動金利 固定金利 3 年特約口 固定金利 固定金利 5 年特約口 固定金利 固定金利 10 年特約口 固定金利 上限金利特約口 上限金利特約付変動金利 変動金利口に固有の金利の決定・見直し方法等は「別紙 1」を参照。 固定金利特約口に固有の金利の決定・見直し方法等は「別表 2」を参照。 上限金利特約口に固有の金利の決定・見直し方法等は「別表 3」を参照。
(2)金利の選択	当初お借入れ時には、変動金利口、固定金利特約口(特約期間 3 年・5 年・10 年)、上限金利特約口のいずれでも自由に選択できます。 変動金利口をご利用中の場合は、約定返済日毎に固定金利特約口または上限金利特約口を選択できます。 固定金利特約期間満了時には、再度、変動金利口、固定金利特約口または上限金利特約口のいずれでも選択できます。(なお、特にお申し出がなければ、自動的に変動金利口へ変更となります。) 固定金利特約口を選択する場合は、特約期間が融資残存期間内であることが必要です。 いったん上限金利特約口を利用しますと、以後は金利選択ができません。

別表 1・別表 2・別表 3 添付

(つづく)

(3)金利情報の入手方法	現在の適用金利については、窓口にお問い合わせください。						
8. ご返済方法							
(1)ご返済方法	元利均等毎月返済 ² 元利金等ボーナス返済併用返済 お借入金額の50%以内で、ボーナス返済併用も可能。 ボーナス返済月は<6月・12月><7月・1月><8月・2月>の3種類。 ご返済は返済用預金口座から自動振替で決済させていただきます。						
(2)ご返済額の見直し	変動金利口にご返済額の見直し方法等は「別紙1」を参照。 固定金利特約口にご返済額の見直し方法等は「別表2」を参照。 上限金利特約口にご返済額の見直し方法等は「別表3」を参照。						
9. 担保	融資対象となる土地・建物に、あおぎん信用保証㈱が担保を設定させていただきます。 建物に付保する火災保険の保険金請求権にあおぎん信用保証㈱が質権を設定させていただきます。						
10. 保証人	原則として不要です。 ただし、所得を合算するご家族および担保物件の提供者・共有者は保証協会あての保証人となる必要があります。						
11. 保証料・手数料							
(1)保証料	保証料 年0.2% ご融資金額 100万円当たりの保証料 (単位:円)						
	期間	5年	10年	15年	20年	25年	30年
	保証料	4,580	8,544	11,982	14,834	17,254	19,137
(2)保証会社取扱手数料	30,000円(消費税別)						
(3)その他の条件変更手数料	5,000円(消費税別)						
(4)その他の手数料	変動金利口にご返済額の見直し方法等は「別紙1」を参照。 固定金利特約口にご返済額の見直し方法等は「別表2」を参照。 上限金利特約口にご返済額の見直し方法等は「別表3」を参照。						
12. その他参考となる事項	窓口にお申し出いただければ、返済額を試算いたします。 お申込みにあたっては、当行所定の審査をさせていただきます。						

¹ 団体信用生命保・・・社団法人全国地方銀行協会が保険契約者で、当行が保険受取人となり、借主を被保険者とした団体保険です。借主が死亡または高度障害の場合には、当該保険金をもって借入金に充当します。また、本保険料は全額当行が負担します。

² 元利均等返済・・・ご返済の初回から最終返済時まで、毎月のお支払い金額(元金返済部分+利息支払部分)が一定となるように計算されている返済方式です。